

防 災

大規模火災による被災者の支援
公共施設開放など 支援はいかに 関係部署と検討を重ねたい



つかしたかの議員市川市長へ
 昨今、他市では大規模火災が発生し、公民館を避難所として開設したとの報道があった。そこで、大規模火災による被災者に対して、本市も同様に公共施設を避難所として開設するなどの被災者支援ができないか。
答 本市では、火災による被災者支援として、災害見舞金品の支給を実施している。また、見舞金品以外の被災者支援として今後の生活についての相談や、市営住宅に空き室がある場合は一時的な使用などを可能としている。なお、大規模な火災発生時には、公共施設を避難所として迅速に開設できるように、関係部署と検討を重ねたいと考えている。

保 健

健康マイレージ事業
デジタル地域通貨との連携は 連携について検討していきたい



浅野さち議員(公明党)
 健康マイレージ事業は健康増進を意識付けるツールとして有効と考える。そこで、若者を含め多くの市民に参加を促すため、どのような取り組みを進めるか。また、同じデジタル事業であるデジタル地域通貨との連携について見解を問う。
答 インストールからサービス開始まで流れが簡潔なアプリを提供すれば、市民参加を促すことができる。認識しているため、今後システム改良を検討していきたい。また、デジタル地域通貨については、デジタル地域通貨推進参加を登用し、導入に向け研究しているが、健康マイレージとの連携についても検討していきたい。

綱紀粛正に向けた取り組み

市議会では、この度、本会議における一部議員の不適切な行動が報じられたことで、多方面からご意見・ご指摘が寄せられたことを重く受けとめ、議会運営委員会並びに全員協議会において、今後の対策を協議しました。その結果、市議会における綱紀粛正に向けた取り組みとして、①「議員は会議規則を遵守し、議員として市民の代表であること、その職責を十分に自覚し、議会の品位の保持に努める」②「本会議中の議場内の場を現実で、午前、午後により適宜カメラを議員席に向けて放映することなどにより、各議員が緊張感を持って議事に臨む」③「議員は、常に、市民の期待と信頼を念頭に置き、信義に従って行動し、誠実に職務を遂行することを改めて約束する」との申し合わせ事項を令和4年9月21日付で取り決めました。
 今回の綱紀粛正に向けた取り組み内容を広く市民及び報道関係に周知し、理解を求めると共に市川市議会の信頼を取り戻すため努力をまいります。

令和3年度決算

特別委員会の審査から

一般会計・特別会計決算額

57億1,320万円	後期高齢者医療特別会計	56億9,476万円
306億7,969万円	介護保険特別会計	302億4,569万円
400億6,705万円	国民健康保険特別会計	400億1,944万円
1,845億584万円	一般会計	1,773億8,746万円
歳入		歳出
2,609億6,578万円		2,533億4,735万円

公営企業(下水道事業)会計決算額

<収入>
 収益的収入 87億4,900万円
 資本的収入 79億9,366万円

<支出>
 収益的支出 82億9,120万円
 資本的支出 105億8,540万円

審査終了後、本会議において委員会で審査に関する報告がなされ、採決の結果、市議会は本決算を賛成多数で認定しました。

【委員会での主な質疑応答】
問 市税収入が減少しているにもかかわらず、財政調整基金の残高が18億1,400万円も増加しているのはなぜか。
答 本基金への積み立ては、市税収入だけではなく、他の一般財源収入が大きく影響しており、令和3年度は、地方消費税交付金や株式等譲渡所得交付金などの増により一般財源収入が増加したこと
問 一般会計歳出衛生費のうち不妊治療費交付金の交付実績はどのようになっているのか。また、予算額と決算額が近い数字であるが、予算の不足により助成が受けられなかった者はいるのか。
答 令和3年度の実績については、特定不妊治療費助成が1197件、一般不妊治療費助成が443件となっている。また、不妊治療費助成は非常にニーズが高まっているが、3年度においては、補正予算で対応したため、予算の不足により助成が受けられなかった者はいなかった。
問 一般会計歳出観光費のうち観光振興ビジョン策定委託料について、観光振興ビジョンの策定により、どのよう効果があったのか。
答 今までは、観光に関する指標となるものがなかったが、観光振興ビジョンの策定により、観光に関わる様々な分野の人たちと同じ方向を向いて事業を進めていくことができるようになったことが最大の効果だと考えている。

「市川市長に対し鈴木雅斗議員を 刑事告発するよう求める決議」を可決

9月定例会最終日の令和4年9月30日、4人の議員から「市川市長に対し鈴木雅斗議員を刑事告発するよう求める決議」が提出されました。
 本決議案は、鈴木雅斗議員が4月10日の閉庁日、守衛を欺き警備員に会派「自由民主党」の控室を解錠させ、無許可で室内を撮影したことについて、市長の庁舎管理権を侵害するだけでなく、建造物侵入罪などの刑法犯に触れる可能性が高く、市議会、ひいては市の行政運営に対する市民の信頼をも大きく損なわせる行為であるとした上で、その後3度にわたる議員辞職勧告決議の可決を受けても、なお、鈴木議員が市議会議員の職を辞さず、真相の究明と事件の解決にも至っていないことなどから、本件を司直の手に委ね、法に基づく厳正な措置を求めざるを得ないとして、市長に対し、市として鈴木議員を刑事告発するよう求めるものです。
 採決の結果、市議会は多数をもってこれを可決しました。

鈴木雅斗議員に対する 3度目の議員辞職勧告決議を可決

令和4年9月12日、4人の議員から「守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員（*当時は会派「緑風会第1」所属）に対し、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告する決議」が提出されました。
 本決議案は、4月10日、鈴木雅斗議員が会派「自由民主党」所属の議員であるかのように守衛を欺き、同会派の控室の鍵を不正に入手し、警備員に解錠させた上、室内を無許可で撮影した事実が6月定例会初日の6月10日に行われた緊急質問で明らかになったなどとして、鈴木議員に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告するものです。
 採決の結果、市議会は全会一致でこれを可決しました。
 市議会は、6月定例会及び7月臨時会においても同趣旨の決議案を可決しており、鈴木議員に対する辞職勧告決議については、今回で3度目の可決となります。